

自然公園法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成22年3月31日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第44号

自然公園法施行細則の一部を改正する規則

自然公園法施行細則（平成12年岩手県規則第72号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）<u>、自然公園法施行令（昭和32年政令第298号。以下「政令」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</u></p> <p>(公園事業の執行認可の申請等)</p> <p>第2条 <u>政令第16条又は第17条において準用する政令第3条第1項の申請書又は協議書は、公園事業執行認可申請（協議）書（様式第1号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(供用開始期日の延期の承認申請等)</u></p> <p>第3条 <u>省令第8条又は第9条において準用する省令第2条の申請書又は協議書は、公園事業供用開始期日延期承認申請（協議）書（様式第2号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(管理又は経営方法の届出)</u></p> <p>第4条 <u>政令第17条において準用する政令第5条の管理又は経営の方法の届出は施設管理経営方法届（様式第3号）により行うものとし、同条の変更の届出は施設管理経営方法変更届（様式第4号）により行わなければならない。</u></p> <p><u>(執行の認可事項の変更承認申請等)</u></p> <p>第5条 <u>省令第8条又は第9条において準用する省令第3条第1項の申請書又は協議書は、公園事業執行認可（同意）事項変更承認申請（協議）書（様式第5号）によらなければならない。</u></p> <p>(事業の休止及び廃止の承認申請等)</p> <p>第6条 <u>省令第8条又は第9条において準用する省令第5条の申請書又は届出書は、公園事業休止（廃止）承認申請書（届）（様式第6号）によらなければならない。</u></p> <p><u>(地位の承継の承認申請等)</u></p> <p>第7条 <u>省令第8条又は第9条において準用する省令第6条の申請書又は届出書は、公園事業譲渡承継承認申請書（届）（</u></p>	<p>(趣旨)</p> <p>第1条 この規則は、自然公園法（昭和32年法律第161号。以下「法」という。）及び自然公園法施行規則（昭和32年厚生省令第41号。以下「省令」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p>(公園事業の執行の同意又は認可の申請)</p> <p>第2条 <u>法第16条第4項において準用する法第10条第4項の申請書は、別に定める様式による公園事業執行同意（認可）申請書によらなければならない。</u></p> <p><u>(公園施設の変更等の同意又は認可の申請)</u></p> <p>第3条 <u>法第16条第4項において準用する法第10条第7項の申請書は、別に定める様式による公園施設変更等同意（認可）申請書によらなければならない。</u></p> <p><u>(軽微な変更の届出)</u></p> <p>第4条 <u>法第16条第4項において準用する法第10条第9項の届出は、別に定める様式による公園施設等軽微変更届によらなければならない。</u></p> <p><u>(地位の承継の同意又は承認の申請)</u></p> <p>第5条 <u>法第16条第4項において準用する法第12条第1項の同意又は承認に係る申請は、別に定める様式による法人の合併（分割）による公園事業承継同意（承認）申請書によらなければならない。</u></p> <p><u>2 法第16条第4項において準用する法第12条第2項の申請は、別に定める様式による相続による公園事業承継承認申請書によらなければならない。</u></p> <p>(事業の休止又は廃止の届出)</p> <p>第6条 <u>法第16条第4項において準用する法第13条の届出は、別に定める様式による公園事業休止（廃止）届によらなければならない。</u></p> <p><u>(公園事業の執行の同意又は認可の失効の届出)</u></p> <p>第7条 <u>法第16条第4項において準用する法第14条第2項の届出は、別に定める様式による公園事業の執行同意（認可）失</u></p>

様式第7号)によらなければならない。

(公園事業に係る届出)

第8条 政令第17条において準用する政令第11条の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる様式により行わなければならない。

(1) 省令第9条において準用する省令第7条第1項の国定公園事業者たる地位の相続による承継の届出 地位承継(相続)届(様式第8号)

(2) 省令第9条において準用する省令第7条第1項の国定公園事業者たる地位の合併による承継の届出 地位承継(合併)届(様式第9号)

(3) 省令第9条において準用する省令第7条第1項の国定公園事業者たる地位の分割による承継の届出 地位承継(分割)届(様式第10号)

(4) 省令第9条において準用する省令第7条第1項第1号の住所等の変更の届出 住所等変更届(様式第11号)

(5) 省令第9条において準用する省令第7条第1項第2号の法人の設立の届出 法人設立届(様式第12号)

(6) 省令第9条において準用する省令第7条第1項第3号の休止施設の供用再開の届出 施設供用再開届(様式第13号)

(7) 省令第9条において準用する省令第7条第1項第4号の事業の休止及び廃止の届出 公園事業休止(廃止)届(様式第14号)

(8) 省令第9条において準用する省令第7条第1項第5号の国定公園事業者たる地位の譲渡による承継の届出 地位承継(譲渡)届(様式第15号)

(特別地域及び特別保護地区内における行為の許可申請)

第9条 省令第10条第1項の申請書は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 法第13条第3項第1号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち工作物を新築し、改築し、若しくは増築する行為 特別地域(特別保護地区)内工作物新築等許可申請書(様式第16号)

(2) 法第13条第3項第2号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち木竹を伐採する行為 特別地域(特別保護地区)内木竹伐採許可申請書(様式第17号)

(3) 法第13条第3項第3号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち鉱物を掘採し、若しくは土石

効届によらなければならない。

(特別地域又は特別保護地区内における行為の許可申請)

第8条 法第20条第3項又は法第21条第3項の許可に係る申請書は、次の各号に掲げる行為の区分に従い、当該各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 法第20条第3項第1号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち工作物を新築し、改築し、若しくは増築する行為 別に定める様式による特別地域(特別保護地区)内工作物新築等許可申請書

(2) 法第20条第3項第2号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち木竹を伐採する行為 別に定める様式による特別地域(特別保護地区)内木竹伐採許可申請書

(3) 法第20条第3項第4号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち鉱物を掘採し、若しくは土石

を採取する行為 特別地域（特別保護地区）内鉱物掘採（土石採取）許可申請書（様式第18号）

(4) 法第13条第3項第4号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 特別地域（特別保護地区）内水位（水量）増減行為許可申請書（様式第19号）

(5) 法第13条第3項第6号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為 特別地域（特別保護地区）内広告物設置等許可申請書（様式第20号）

(6) 法第13条第3項第7号に掲げる行為又は法第14条第3項第5号に掲げる行為 特別地域（特別保護地区）内物の集積（貯蔵）許可申請書（様式第21号）

(7) 法第13条第3項第8号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち水面を埋め立て、若しくは干拓する行為 特別地域（特別保護地区）内水面埋立（干拓）許可申請書（様式第22号）

(8) 法第13条第3項第9号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち土地を開墾しその他土地の形状を変更する行為 特別地域（特別保護地区）内土地形状変更許可申請書（様式第23号）

(9) 法第13条第3項第10号に掲げる行為又は法第14条第3項第2号若しくは第7号に掲げる行為 特別地域（特別保護地区）内高山植物等採取等許可申請書（様式第24号）

(10) 法第13条第3項第11号に掲げる行為又は法第14条第3項第8号に掲げる行為 特別地域（特別保護地区）内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書（様式第25号）

(11) 法第13条第3項第12号に掲げる行為又は法第14条第3項第1号に掲げる行為のうち屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更する行為 特別地域（特別保護地区）内工作物等色彩変更許可申請書（様式第26号）

(12) 法第13条第3項第13号に掲げる行為又は法第14条第3

を採取する行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内鉱物掘採（土石の採取）許可申請書

(4) 法第20条第3項第5号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち河川、湖沼等の水位又は水量に増減を及ぼさせる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内水位（水量）増減行為許可申請書

(5) 法第20条第3項第7号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち広告物その他これに類するものを掲出し、若しくは設置し、若しくは広告その他これに類するものを工作物等に表示する行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内広告物設置等許可申請書

(6) 法第20条第3項第8号又は法第21条第3項第5号に掲げる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内物の集積（貯蔵）許可申請書

(7) 法第20条第3項第9号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち水面を埋め立て、若しくは干拓する行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内水面埋立（干拓）許可申請書

(8) 法第20条第3項第10号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち土地を開墾しその他土地の形状を変更する行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内土地形状変更許可申請書

(9) 法第20条第3項第11号又は法第21条第3項第2号若しくは第7号に掲げる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内高山植物等採取等許可申請書

(10) 法第20条第3項第12号又は法第21条第3項第8号に掲げる行為 別に定める様式による特別地区（特別保護地区）内木竹以外の植物植栽（播種）許可申請書

(11) 法第20条第3項第13号又は法第21条第3項第9号に掲げる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内動物の捕獲（殺傷）（動物の卵の採取（損傷））許可申請書

(12) 法第20条第3項第14号に掲げる行為又は法第21条第3項第4号に掲げる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内動物の放出許可申請書

(13) 法第20条第3項第15号に掲げる行為又は法第21条第3項第1号に掲げる行為のうち屋根、壁面、塀、橋、鉄塔、送水管その他これらに類するものの色彩を変更する行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内工作物等色彩変更許可申請書

(14) 法第20条第3項第16号に掲げる行為又は法第21条第3

項第1号に掲げる行為 特別地域（特別保護地区）内指定区域内への立入り許可申請書（様式第27号）

(13) 法第14条第3項第3号に掲げる行為 特別保護地区内植栽許可申請書（様式第28号）

(14) 法第14条第3項第4号に掲げる行為 特別保護地区内家畜放牧許可申請書（様式第29号）

(15) 法第14条第3項第6号に掲げる行為 特別保護地区内火入（たき火）許可申請書（様式第30号）

(16) 法第13条第3項第14号に掲げる行為又は法第14条第3項第9号に掲げる行為 特別地域（特別保護地区）内車馬等使用許可申請書（様式第31号）

(17) 法第14条第3項第10号に掲げる行為のうち木竹以外の植物を植栽し、又は植物の種子をまく行為 特別保護地区内木竹以外の植物の植栽（播種）許可申請書（様式第32号）

(18) 法第14条第3項第10号に掲げる行為のうち動物を放つ行為（家畜の放牧を除く。） 特別保護地区内動物の放出（家畜の放牧を除く）許可申請書（様式第33号）

（特別地域及び特別保護地区内における行為の届出）

第10条 省令第15条の2第1項の届出書は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 法第13条第6項の届出又は法第14条第6項の届出 特別地域（特別保護地区）内行為着手済届（様式第34号）

(2) 法第13条第7項の届出又は法第14条第7項の届出 特別地域（特別保護地区）内非常災害応急措置届（様式第35号）

(3) 法第13条第8項の届出 特別地域内行為届（様式第36号）

項第1号に掲げる行為のうち湿原その他これに類する地域のうち環境大臣が指定する区域内へ当該区域ごとに指定する期間内に立ち入る行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内指定区域内への立入り許可申請書

(15) 法第20条第3項第17号又は法第21条第3項第10号に掲げる行為 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内車馬等使用許可申請書

(16) 法第21条第3項第3号に掲げる行為 別に定める様式による特別保護地区内植栽許可申請書

(17) 法第21条第3項第6号に掲げる行為 別に定める様式による特別保護地区内火入（たき火）許可申請書

（特別地域又は特別保護地区内における行為の届出）

第9条 法第20条第6項から第8項まで又は法第21条第6項若しくは第7項の届出は、次の各号に掲げる届出の区分に従い、当該各号に掲げる様式によらなければならない。

(1) 法第20条第6項又は法第21条第6項の届出 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内行為着手済届

(2) 法第20条第7項又は法第21条第7項の届出 別に定める様式による特別地域（特別保護地区）内非常災害応急措置届

(3) 法第20条第8項の届出 別に定める様式による特別地域内行為届（普通地域内における行為の届出）

第10条 法第33条第1項の届出は、別に定める様式による普通地域内行為届によらなければならない。

（特別地域又は普通地域内における自然を活用した催しの計画書の提出）

第11条 省令第12条第34号又は省令第15条第16号に規定する地域の活性化を目的とする自然を活用した催しに関する計画の

提出は、別に定める様式による特別地域（普通地域）内自然
を活用した催し実施計画書によらなければならない。

備考 改正部分は、下線の部分である。

様式第 1 号から様式第36号までを削る。

附 則

- 1 この規則は、平成22年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則による改正後の自然公園法施行細則に規定する別に定める様式は、この規則の施行の日以後に提出する申請書等について適用し、同日前に提出した申請書等については、なお従前の例による。
- 3 この規則による改正前の自然公園法施行細則に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取り繕って使用することができる。